

個人住民税の医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)のお知らせ

一定の取組を行う個人が令和3年1月1日から令和8年12月31日までの間に購入した一定のスイッチOTC薬について、年間の購入額が1万2千円を超えた場合、超えた部分を個人住民税の計算に使われる所得から、8万8千円を限度に控除をすることができる制度があります。

- ☆ 一定の取組とは、特定健康診査(いわゆるメタボ健診)、予防接種、定期健康診査(職場の健康診断)、健康診査、がん検診のいずれかを受けた方で、申告の際には、取組を行ったことを確認できる書類(健康診査の結果など)を提示していただく必要があります。
- ☆ 一定のスイッチOTC薬は薬局や店舗販売などで市販されており、かぜ薬、胃腸薬、水虫薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬など、令和3年6月時点で約2,450品目が対象となっています。
- ☆ 一定の取組をした個人以外の生計を一にする配偶者や親族が購入したのも対象になり、年間の購入額が10万円以上になった場合は、8万8千円が所得控除額になります。
- ☆ 令和3年1月1日～令和3年12月31日に購入した分は令和4年度の個人住民税の申告の対象になり、以後も同様に、購入した翌年度の個人住民税が対象になります。
- ☆ 申告される方は、販売店から発行される領収書、レシートを大切に保管しておいてください。

厚生労働省のホームページ(この中の「2 セルフメディケーション税制対象品目一覧」に該当となる薬が記載されています。)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html#hinmoku>

- ★ この制度による控除を受けられる方は、従来の医療費控除を受けることができなくなりますので、お気をつけ下さい。
- ★ この制度は、個人住民税の計算に適用されるものであり、薬の購入費を補助するものではありませんので、ご了承ください。



◎不明な点がある方、パソコンなどをお持ちでない方は下記にお問い合わせください。

根室市常盤町2丁目27番地
根室市役所総務部税務課課税担当(1階14番の窓口)
電話番号 0153-23-6111(内線2152・2153)